

【都筑区】会計年度任用職員（保育所保育士（保育担当））令和８年度募集案内（令和８年１０月１日採用）

１ 応募資格

次のすべての要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は令和８年９月までに登録される見込みであること
(神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。)
- (2) 地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。
※欠格事由については申込書で確認してください。

２ 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 保育業務
- ② その他保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	横浜市中川西保育園、茅ヶ崎南保育園のうち希望する 1 園
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週 5 日勤務（週 30 時間勤務） 休日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日を除く
勤務時間	1 日 7 時間勤務（うち、休憩時間 1 時間） 【勤務時間例】 ・ 6 : 50～13 : 50 ・ 7 : 30～14 : 30 ・ 8 : 00～15 : 00 ・ 9 : 00～16 : 00 ・ 10 : 30～17 : 30 ・ 11 : 00～18 : 00 ・ 11 : 40～18 : 40 ・ 12 : 10～19 : 10
給与	月額 220,300 円 ※令和 7 年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末手当、勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大 4 回）

３ 募集期間

令和 8 年 8 月 26 日（水）まで（必着）

４ 募集人員

各園 若干名

5 応募方法

次の必要書類を、都筑区こども家庭支援課に提出してください。

※必要書類の様式はホームページからダウンロードいただくか、都筑区こども家庭支援課窓口（都筑区総合庁舎 24 番窓口）にてお受け取りください。

- (1) 会計年度任用職員申込書（第 1 号様式）
- (2) エントリーシート
- (3) 保育士証の写し

令和 8 年 9 月までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。

なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。

【提出期限】

令和 8 年 8 月 26 日（水）（必着）

※持参の場合は募集期間の 8:45～17:00 にご提出ください。

※郵送の場合は確実な受け取りのため「特定記録」又は「簡易書留」扱いにしてください。

※ご提出いただいた書類は返却しません。

【提出先】

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

都筑区こども家庭支援課こども家庭係（都筑区総合庁舎 24 番窓口）

6 選考方法等

- (1) 第一次選考（書類選考）

申込み時に提出するエントリーシートで選考します。

- (2) 第二次選考（面接選考）

第一次選考の合格者に面接日を通知します。面接は第一次選考の合格通知後、9 月 11 日までに実施予定です。

7 選考の合否決定及び採用・不採用通知

- (1) 第一次選考（書類選考）

合否に関わらず、8 月 31 日～9 月 4 日に結果通知予定です。

- (2) 第二次選考（面接選考）

合否に関わらず、9 月 16 日以降、郵送にて結果通知予定です。

※採用後、健康診断を受診していただきます。（日程は別途連絡）

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 その他

任用にあたっては、児童福祉法第 18 条の 36 第 3 項の規定に基づき、合格から採用までの間に、特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者等）への該当の有無を確認のため、同条第 1 項のデータベースの検索を行います。検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用されない場合があります。

10 問合せ先

都筑区こども家庭支援課こども家庭係

電話 045-948-2472

メール tz-hoikujimu@city.yokohama.lg.jp